

◆◇ 整骨院・接骨院（柔道整復師）への正しいかかり方 ◇◆

「【1】柔道整復師とは

病院などの医療機関の医師による行為は「治療、診療」、整骨院・接骨院や鍼灸・マッサージは「施術」という呼び方で区別されます

整骨院・接骨院で鍼灸・マッサージなどを行う人を柔道整復師と呼びます
柔道整復師は医師ではありません 整骨院・接骨院は医療機関ではありません

「【2】整骨院・接骨院（柔道整復師）の施術で健康保険証が使える症状（3項目のみ）

- ◆ 外傷性の捻挫・打撲・挫傷(肉離れなど)
⇒ 急性(病気・けがのなり始め)又は亜急性(症状の激しい時期から回復期)に対する施術
- ◆ 骨折・脱臼の応急手当て
⇒ 応急手当後は医療機関で医師の診察を受けて下さい 骨折・脱臼で医師の同意がある場合は施術が可能です
- ◆ 負傷原因がはっきりしている、筋ちがい、ぎっくり腰等

「【3】整骨院・接骨院(柔道整復師)の施術で健康保険証が使えない症状

整骨院・接骨院(柔道整復師)からNCRけんぽに送付される療養費支給申請書には施術内容と症状が記載されています

残念ながら多くの施術が、下記の内容に合致しこの場合は全額自己負担となります

- ◆ 日常生活による単純な疲れや肩こり・腰痛・体調不良など
- ◆ スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
(マッサージや温・冷あん法治療)
- ◆ 脳疾患後の後遺症の慢性病
- ◆ 病状の改善が見られない長期の施術(応急処置を除く)
この場合、医療機関で医師による診断が必要になります
- ◆ 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)による凝りや痛み
- ◆ 骨折・脱臼などで医師の同意を得ずに施術している

- ◆ 医療機関(外科・整形外科)で治療を受けながら、同時に整骨院・接骨院(柔道整復師)で施術を受ける
- ◆ 数箇所の整骨院・接骨院(柔道整復師)に同時に通院している
- ◆ 過去のけがや交通事故等による後遺症
- ◆ 工作中や通勤途上でおきた負傷

┐ 【4】 整骨院・接骨院 (柔道整復師)にかかるときの注意事項

- 1) 負傷原因を正確に整骨院・接骨院(柔道整復師)に伝えましょう
健康保険証が使える症状か確認！
- 2) 療養費支給申請書の負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず
自署(サイン)してください
- 3) 領収証を必ずもらいましょう
- 4) 施術が長期(通常、3ヶ月を限度にします)にわたる場合は、医師の診断を
受けてください
- 5) 「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった
「ついで」の受診は支給対象外です
- 6) 健康保険証が使えない症状の場合、全額自己負担していただく場合があります
この場合は、各整骨院・接骨院(柔道整復師)から直接、皆さんに請
求書が送付されます

いろいろなつらい症状や体調不良の際は、医療機関(病院)の専門の医師に相談
しましょう！

┐ 【5】 健保組合より治療内容についてお尋ねすることがあります

健保組合では、健康保険を使って接骨院等の施術を受けた方に、後日、施術内容や
施術経過、負傷原因等の照会をさせていただく場合があります。
保険料を適正に活用するため、照会業務へのご理解とご協力をお願いいたします。

※内容について疑問点などありましたら、NCRけんぽにお問い合わせください。

- 発行：日本NCR健康保険組合 HP <http://www.ncrkenpo.or.jp>
- 住所：〒104-0033 東京都中央区新川 1-21-2
- 発行日：2024年11月1日
- お問い合わせ

・ Mail HIA.JP@ncrkenpo.or.jp ・ Tel 03-5244-9800 ・ Fax 03-5244-9383.

Copyright(C)2024 日本N C R健康保険組合 All Rights Reserved.